

一宮市職員措置請求書

第1 請求の趣旨

監査委員は、一宮市長に対し一宮市民生児童委員協議会連絡会長（以下連絡会長という）に対して、市が平成25年度～29年度間に支払った一般交付金額72,561,000円の内、支払い時控除分14,639,500円、領収書で確認が取れている、木曾川連区分411,400円合計15,050,900円を除く57,510,100円を各連区民生委員協議会に返還させるために必要な措置を取ることを勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

(1) 金と書類の流れ

連絡会長（申請）→市（承認）→連絡会長→→→→市（各民児協に支払）
↑（委任状）（連区別口座） ↓実績報告なし
各民生委員協議会 市（監査・決定）←民児協会計（実績報告）

問題点：申請・完了報告において、各連区民生児童委員協議会の資料なし。

(2) 一宮市民生児童委員協議会交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)

①交付金の目的

交付要綱第1条・第2条によれば、市は一宮市民生児童委員協議会(以下「本会」という)に対して交付金を交付し、もって福祉の向上を図ることを目的とすると記載されている。

②交付金の対象者と種類

i 一般交付金：対象者は当該年度の一宮市民生児童委員協議会全会員

ii 専門部会交付金：本会に属する4専門部会（今回の措置請求には含まない）

③交付金の交付額及び対象経費

「i」については、交付要綱、第4条で、当該年度4月1日現在の本会の全会員数に、別に福祉事務所長が定める金額を乗じた額とすると決められているが根拠が明らかにされていない。

「ii」については各部会が実施する事業の内、福祉事務所長が認める経費とすると定められている。

④交付金の交付に関し必要な事項

交付要綱第5条で一宮市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）によると規定されている。

(3) 交付金の支出

25年度

① 連絡会長坂上團次郎は平成25年4月9日付けで一宮市長に対し申請額14,462,300円（内212,300円は専門部会交付金）の補助金等交付申請書を提出した。（資料1）

②一宮市長は平成25年5月7日付けで連絡会長坂上團次郎に、民生委員・児童委員活動事

業に対し次の条件を付して補助金等交付決定額を交付す補助金等交付決定通知書 14,462,300 円（内 212,300 円は専門部会交付金）の補助金等交付決定通知書を発行した。（資料 2）

条件：補助対象は、本来の目的のために使用すること。

ただし、交付金の支払いは 5 月 7,337,300 円、9 月 7,125,000 円。

申請・承認での問題点

i 申請金額の根拠が明らかでない。その理由は以下の通り

平成 25 年 4 月 8 日付けで愛知県知事あて平成 25 年度民生委員協議会活動交付金の交付について（申請）における 23 連区民生児童委員協議会の経費合計は 8,510,360 円である。

（資料 3）、市交付金支払時会費等の控除額 2,875,000 円（資料 4）を加算すると協議会経費合計は 11,385,360 円となる。従って市交付金金額 14,250,000 円との差額 2,864,640 円と県交付金 2,127,040 円の合計 4,991,680 円以上、計画経費以上の市補助金が承認されている。（資料 5）尚、連区別交付金過払い状況は、（資料 6）の通りである。

ii 市長は、交付規則第 5 条に従い、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査を行い、補助事業等の目的、内容および金額査定が適正か、否かまたは予算に定めるところに違反しないか、どうかを調査し、補助金等の交付を適当と認めたときは速やかに交付の決定をし、当該申請者に通知することになっている。しかし、どのように調査し適当と認めたのか不明である。また市長はどのような理由で特に必要と認め 23 連区すべての協議会に全額前払いをしたのかも不明である（資料 2）

② 連絡会長坂上團次郎の市長宛補助金等交付請求書（資料 7）をもとに条件通り 2 回に分け支出命令書（資料 8）で 25 年 5 月 31 日分は一人当たり 14,250 円のうち 5,750 円が控除された残額一人当たり 8,500 円が、9 月 27 日支払い分は一人当たり 14,250 円が各連区会長の連絡会長宛委任状で連絡会長に前払されている。委任状下段に入金は各連区協議会口座に支払うよう記入されており各連区協議会会長宛に振り込みされた。（資料 9）

問題：支出内訳書に控除料記入欄があるが、5 月 31 日支払い分で一人当たり、5,750 円控除されたことについて何も記載がない。

26 年度

① 連絡会長櫻井征夫は平成 26 年 4 月 11 日付けで一宮市長に対し申請額 14,747,300 円（内 212,300 円は専門部会交付金）の補助金等交付申請書を提出した。

② 一宮市長は平成 26 年 4 月 24 日付けで連絡会長櫻井征夫に、民生委員・児童委員活動事業に対し次の条件を付して補助金等交付決定通知書 14,747,300 円（内 212,300 円は専門部会交付金）を発行した。

条件：補助対象は、本来の目的のために使用すること。

ただし、交付金の支払いは 5 月 7,479,800 円、9 月 7,267,500 円。

申請・承認での問題点

i 申請金額の根拠が明らかでない。その理由は以下の通り

平成 25 年 4 月 8 日付けで愛知県知事あて平成 26 年度民生委員協議会活動交付金の交付について(申請)における 23 連区民生児童委員協議会の経費合計は 8,515,160 円である。市交付金支払時、会費等の控除額 2,932,500 円を加算すると協議会経費合計は 11,447,660 円となる。従って市交付金金額 14,535,000 円との差額 3,087,340 円と県交付金 2,122,240 円の合計 5,209,580 円以上、計画経費以上の補助金が承認されている。

ii 市長は、交付規則第 5 条に従い、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査を行い、補助事業等の目的、内容および金額査定が適正か、否かまたは予算に定めるところに違反しないか、どうかを調査し、補助金等の交付を適当と認めたときは速やかに交付の決定をし、当該申請者に通知することになっている。しかし、どのように調査し適当と認めたのか不明である。また市長はどのような理由で特に必要と認め 23 連区すべての協議会に全額前払いをしたのかも不明である。平成 26 年度使用経費総額が今伊勢町・萩原町連区は前年度繰越金以下である。

③ 連絡会長櫻井征夫の市長宛補助金等交付請求書をもとに条件通り 2 回に分け支出命令書で 25 年 5 月 31 日分は一人当たり 14,250 円のうち 5,750 円が控除され一人当たり 8,500 円が、9 月 27 日支払い分は一人当たり 14,250 円が各連区会長の連絡会長宛委任状で連絡会長に前払いされている。委任状下段に入金は各連区協議会口座に支払うよう記入されており連区協議会会長宛に振込された。

問題： 支出内訳書に控除料記入欄があるが、5 月 31 日支払い分で一人当たり、5,750 円控除されたことについて何も記載がない。

27 年度

① 連絡会長櫻井征夫は平成 27 年 4 月 10 日付けで一宮市長に対し申請額 14,747,300 円（内 212,300 円は専門部会経費）の補助金等交付申請書を提出した。

② 一宮市長は平成 27 年 4 月 21 日付けで連絡会長櫻井征夫に、民生委員・児童委員活動事業に対し次の条件を付して補助金等交付決定通知書 14,747,300 円（内 212,300 円は専門部会経費）を発行した。

条件：補助対象は、本来の目的のために使用すること。

ただし、交付金の支払いは 5 月 7,479,800 円、9 月 7,267,500 円

申請・承認での問題点

i 申請金額の根拠が明らかでない。その理由は以下の通り

平成 25 年 4 月 8 日付けで愛知県知事あて平成 27 年度民生委員協議会活動交付金の交付について(申請)における、23 連区民生児童委員協議会の経費合計が 8,515,160 円であり、市交付金支払時、会費等の控除額 2,932,500 円を加算すると協議会経費合計は 11,447,660 円となる。従って市交付金金額 14,535,000 円との差額 3,087,340 円と県交付金 2,122,240 円の合計 5,209,580 円以上、計画経費以上の市補助金が承認されている。

ii 市長は、交付規則第5条に従い、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査を行い、補助事業等の目的、内容および金額査定が適正か、否かまたは予算に定めるところに違反しないか、どうかを調査し、補助金等の交付を適当と認めたときに交付することになっているが何をどのように調査し適当と認めたか不明である。また市長はどのような理由で特に必要と認め23連区すべての協議会に全額前払いをしたのかも不明である。平成27年度使用経費総額が前年度繰越金以下の連区は、宮西・富士・北方町・今伊勢町・萩原町・朝日・開明の7連区ある。

③ 連絡会長櫻井正雄の市長宛補助金等交付請求書をもとに条件通り2回に分け支出命令書で27年5月29日分は一人当たり14,250円のうち5,750円が控除され一人当たり8,500円が、9月30日支払い分は一人当たり14,250円が各連区会長の連絡会長宛委任状で連絡会長に前払された。委任状が一宮市会計管理者に提出されており、委任状下段に入金は各連区協議会口座に支払うよう記入されており連区協議会会長口座に振り込みされた。問題：支出内訳書に控除料記入欄があるが、5月29日支払い分で一人当たり、5,750円控除されたことについて何も記載がない。

28年度

① 連絡会長櫻井征夫は平成28年4月15日付けで一宮市長に対し申請額14,747,300円（内212,300円は専門部会交付金）の補助金等交付申請書を提出した。

② 一宮市長は平成28年4月25日付けで連絡会長櫻井征夫に、民生委員・児童委員活動事業に対し次の条件を付して補助金等交付決定通知書14,747,300円（内212,300円は専門部会交付金）を発行した。

条件：補助対象は、本来の目ために使用すること。

ただし、交付金の支払いは5月7,479,800円、9月7,267,500円

申請・承認での問題点

i 申請金額の根拠が明らかでない。その理由は以下の通り

平成25年4月8日付けで愛知県知事あて平成28年度民生委員協議会活動交付金の交付について(申請)における23連区民生児童委員協議会の経費合計が8,505,280円であり、市交付金支払時、会費等の控除額2,932,500円を加算すると協議会経費合計は11,437,780円となる。従って市交付金金額14,535,000円との差額3,097,220円と県交付金2,132,120円の合計5,229,340円以上、計画経費以上の補助金が承認されている。

ii 市長は、交付規則第5条に従い、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査を行い、補助事業等の目的、内容および金額査定が適正か、否かまたは予算に定めるところに違反しないか、どうかを調査し、補助金等の交付を適当と認めたときに交付することになっているが何をどのように調査し適当と認めたのか不明である。また市長はどのような理由で特に必要と認め23連区すべての協議会に全額前払いをしたのかも不明である。開明連区は平成27年度使用経費総額が前年度繰越金以下である。

③ 連絡会長櫻井征夫の市長宛補助金等交付請求書をもとに条件通り 2 回に分け支出命令書で 28 年 5 月 31 日分は一人当たり 14,250 円のうち 5,750 円が控除され一人当たり 8,500 円が、9 月 30 日支払い分は一人当たり 14,250 円が各連区会長の連絡会長宛委任状で連絡会長に前払されているが、委任状が一宮市会計管理者に提出されており、委任状下段に入金は各連区協議会口座に支払うよう記入されており連区協議会会長口座に振り込みされた。

問題：5 月 31 日支払い分で 5,750 円控除されたことは何も記載がない。支出内訳書に控除額記入欄があるが何も記入されていない。

29 年度

① 連絡会長大田一弘は平成 29 年 4 月 17 日付けで一宮市長に対し申請額 212,300 円の補助金等交付申請書を提出したが、専門部会の交付金であり、一般交付金の申請書は提出されていない。

② 平成 29 年 6 月 23 日副市長決済の支出負担行為決議書兼支出命令書(資料 1 0) で 29 年 6 月 30 日総支払額 14,706,000 円から控除額一人当たり 5,750 円合計 2,967,000 円を差し引いた 11,739,000 円が、各連区民生委員協議会会長口座に振り込みされた。尚、運営報償費のうち各種会費一人当たり 5,750 円については一宮市民生児童委員協議会に受領権限を委任しますとの委任状が各連区会長から、一宮市会計管理者宛、連絡会長に提出されている。(資料 1 1)

③ 25~28 年度と同様の計算をすれば、29 年度協議会経費計画 11,473,960 円に県交付金 2,130,440 円とし報償費 14,706,000 円が支払われ 5,362,480 円以上が従来通り視察研修等の名を借りた観光慰安旅行、新年会・送別会・反省会等の食事会、民生委員への現金支給等に使用されると思われるが、情報公開で情報を入手することができなくなった。

④ 支出内訳書(資料 1 2)に源泉所得税記入箇所があり金額 0 になっているが、源泉所得税は誰が払うのか、またなぜ 0 なのか。

⑤ 北方連区・萩原連区は年間使用金額以上の前年度繰越金がある。

(4) 実績報告及び交付金の額の確定

平成 25 年度

連絡会長櫻井征夫は、平成 26 年 4 月 11 日付け一宮市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第 11 条に基づき「民生児童委員協議会収支決算書が添付された完了報告書を提出して、交付金に係る完了報告をした。」(資料 1 3)

問題：施行場所・施行期間は虚偽の報告である。理由は県提出の収支計算書等に宮西連区は平成 25 年 10 月 27 日 2 泊 3 日で東北に研修旅行の記載がある。他の多くの連区も市外への視察・研修旅行が行われている。向山連区は収支計算書の期間が平成 24 年 12 月 1 日~平成 25 年 11 月 30 日と記載されている。また連絡会長は、県の聞き取り調査に対し、すべての連区が前年度 11 月から 12 月と回答している。(資料 1 4) 実際は神山・大志・丹陽町・起連区は 4 月~3 月の期間になっている。

規則 12 条で市長は完了報告書を受けた時は、その内容を審査し補助金等の実績及び効果が補助金等の交付決定の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し適合すると認められた時は、補助金等の交付金額を確定すると規定されている。そして、13 条で補助金等の交付は補助金等の金額が確定した後これを行うものとするがあるが、2 項で市長において特に必要と認めるときは前渡(概算払い又は前金払)することができる規定されている。しかし、前述したが、十分な調査検討することなく、全連区に全額前払いしている。

完了報告書に添付されている別紙収支決算書(資料 15)は委任状により、各連区民生委員協議会に支払われる金額を各民生児童委員協議会に活動事業費として支払った証明に過ぎず、各連区が交付金をどのように使用したかは連絡会長にも市にも報告されていない。しかし支払い交付金の残高がある連区があること明らかである。(資料 6)また神山連区は県に提出した収支報告書で県交付金以外の記載はなく、市交付金については、県にも市にも何も報告されていない。補助金等交付決定通知書は前払いを受けた時の平成 25 年 5 月 7 日のものであり、それ以後の完了報告書は提出されていない。

平成 26 年度

連絡会長櫻井征夫は、平成 27 年 4 月 10 日付け一宮市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第 11 条に基づき「民生児童委員協議会収支決算書が添付された完了報告書を提出して、交付金に係る完了報告をした。」

問題：施行場所・施行期間は虚偽の報告である。理由は県提出の収支計算書等に西成連区は 1 泊 2 日で長野市に視察研修との記載がある。他の多くの連区も市外への視察・研修旅行が行われている。施行期間については神山・丹陽・起連区を除く 20 連区については 25 年度と同じ。

規則 12 条で市長は完了報告書を受けた時は、その内容を審査し補助金等の実績及び効果が補助金等の交付決定の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し適合すると認められた時は、補助金等の交付金額を確定すると規定されている。そして、13 条で補助金等の交付は補助金等の金額が確定した後これを行うものとするがあるが、2 項で市長において特に必要と認めるときは前渡(概算払い又は前金払)することができる規定されている。しかし、十分な調査検討することなく、全連区に対して全額前払いしている。今伊勢連区・萩原連区は総使用経費が前年度繰越金以下である。

完了報告書は委任状により、各連区民生委員協議会に支払われる金額を各民生児童委員協議会に活動事業費として支払った証明に過ぎず、各連区が交付金をどのように使用したかは連絡会長にも市にも報告されていない。

しかし支払い交付金の残高がある連区があること明らかである。また神山連区は県に対する収支報告書で県交付金以外の記載はなく、市交付金については、県にも市にも何も報告されていない。補助金等交付決定通知書は前払いを受けた時の平成 26 年 4 月 24 日のものであり、事業終了後のものは提出されていない。

平成 27 年度。

連絡会長櫻井征夫は、平成 28 年 4 月 15 日付け一宮市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第 11 条に基づき「民生児童委員協議会収支決算書が添付された完了報告書を提出して、交付金に係る完了報告をした。」

問題：施行場所・施行期間は虚偽の報告である。理由は県提出の収支計算書等に貴船連区は四日市市に視察研修との記載がある。他の多くの連区も市外への視察・研修旅行が行われている。施行期間については 26 年度と同じ。

規則 12 条で市長は完了報告書を受けた時は、その内容を審査し補助金等の実績及び効果が補助金等の交付決定の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し適合すると認めた時は、補助金等の交付金額を確定すると規定されている。そして、13 条で補助金等の交付は補助金等の金額が確定した後これを行うものとするがあるが、2 項で市長において特に必要と認めるときは前渡(概算払い又は前金払)することができる規定されている。しかし、十分な調査検討することなく、全連区に対して全額前払いしている。宮西・富士・北方町・今伊勢町・萩原町・朝日・開明は総使用経費が繰越金以下である。完了報告書は委任状により、各連区民生委員協議会に支払われる金額を各民生児童委員協議会に活動事業費として支払った証明に過ぎず、各連区が交付金をどのように使用したかは連絡会長にも市にも報告されていない。

しかし支払い交付金の残高がある連区があること明らかである。また神山連区は県に対する収支報告書で県交付金以外の記載はなく、市交付金については、県にも市にも何も報告されていない。補助金等交付決定通知書は前払いを受けた時の平成 27 年 4 月 21 日のものである。事業終了後のものは提出されていない。

28 年度

連絡会長櫻井征夫は、平成 27 年 4 月 10 日付け一宮市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第 11 条に基づき「民生児童委員協議会収支決算書が添付された完了報告書を提出して、交付金に係る完了報告をした。」

問題：施行場所・施行期間は虚偽の報告である。理由は県提出の収支計算書等によれば富士連区は淡路島に研修旅行との記載がある。他の多くの連区も市外への視察・研修旅行が行われている。施行期間については 27 年度と同じ。

規則 12 条で市長は完了報告書を受けた時は、その内容を審査し補助金等の実績及び効果が補助金等の交付決定の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し適合すると認めた時は、補助金等の交付金額を確定すると規定されている。そして、13 条で補助金等の交付は補助金等の金額が確定した後これを行うものとするがあるが、2 項で市長において特に必要と認めるときは前渡(概算払い又は前金払)することができる規定されている。しかし、十分な調査検討することなく、全連区に対して全額前払いしている。今伊勢連区・萩原連区は総使用経費が繰越金以下である。

完了報告書は委任状により、各連区民生委員協議会に支払われる金額を各民生児童委員協

議会に活動事業費として支払った証明に過ぎず、各連区が交付金をどのように使用したかは連絡会長にも市にも報告されていない。

しかし支払い交付金の残高がある連区があること明らかである。また神山連区は県に対する収支報告書で県交付金以外の記載はなく、市交付金については、県にも市にも何も報告されていない。補助金等交付決定通知書は前払いを受けた時の平成 28 年 4 月 25 日のものである。事業終了後のものは提出されていない。

平成 29 年度

一宮市民生児童委員協議会交付要綱は平成 21 年 4 月 1 日適用以来変わっていない。一宮市補助金等交付規則も平成 20 年 4 月 1 日適用以来何も変わっていない。しかし、一般交付金については一宮市議会、会計課等(資料 1 6)に説明することなく、従来の予算区分の節が 19 負担金、補助及び交付金であったものが、節が 8 報償費に変更され、申請書、完了報告書等提出されなくなり、支出負担行為決議書兼支出命令書で平成 29 年 6 月 30 日連区民生児童委員協議会運営交付金として 14,706,000 円支払われた。このことの経緯がわかるものは何もないとのことである。

交付要綱目的第 1 条で「交付金を交付し、福祉の向上を図ることを目的としており」民生委員法、推薦基準、交付要綱から判断すると節 1 9 を変更して節 8 に説明なしで変更することは筋が通らず、交付金を全額払うための手段としか考えられない。尚、県交付金交付要綱は「民生委員協議会の開催に要する経費について予算の範囲内で各民生委員協議会に交付する。」(資料 1 7)としている。

上記平成 25 年度から 29 年度までの一般交付金の支払い額は次表の通りである。

単位円

年度	完了報告提出日	交付金計	専門部会	一般	連絡会長名
25 年度	26 年 4 月 11 日	14,462,300	212,300	14,250,000	櫻井征夫
26 年度	27 年 4 月 10 日	14,747,300	212,300	14,535,000	櫻井征夫
27 年度	28 年 4 月 15 日	14,747,300	212,300	14,535,000	櫻井征夫
28 年度	29 年 4 月 17 日	14,747,300	212,300	14,535,000	太田一弘
計		58,704,200	849,200	57,855,000	
29 年度	*30 年 4 月 17 日	14,918,300	212,300	14,706,000	太田一弘
合計		72,561,000			

*29 年度分は、理由不明であるが報奨金で支払われているため、完了報告書の提出はない。

(5) 民生委員法

第十条 民生委員には給与を支給しない。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

(6) 愛知県民生委員・児童委員推薦基準 (以下「推薦基準」という。)

「2 適格要件 (1) ア」で

「社会奉仕の精神に富み、人格識見とも高く、生活経験が豊富で、円滑な常識を持ち、情理をわきまえ、人情の機敏に通じている者」とある

(7) 支払時控除分及び領収書等で確認分

① 交付金（報奨金）支払い時控除額

年度	支払時控除額
平成 25 年度	2,875,000 円
平成 26 年度	2,932,500 円
平成 27 年度	2,932,500 円
平成 28 年度	2,932,500 円
平成 29 年度	2,967,000 円
合計	14,639,500 円

② 領収書で確認分

28年度 木曾川連区 411,400 円

③ 合計 15,050,900

(8) 問題点

① 各民生委員協議会の交付金の完了報告書が提出されていない。(精算が行われていない。) 前述したが民生児童委員協議会から提出された完了報告書は各連区民生委員協議会から委任を受け市から受領した交付金を各連区に活動事業費として支払った証明に過ぎない。(精算が終わっていない)

② 交付金の事業施行期間が補助金等交付申請書で毎年度 4 月 1 日、完了予定が翌年度 3 月 31 日。決定通知書は申請通り決定され、「計画を変更する場合は、補助事業等計画変更届を提出すること。」になっているが、変更届は提出されていない。しかし県に提出された収支報告書によれば、丹陽町連区、神山連区、起連区と 25 年度大志連区以外の収支計算書の事業施行期間は前年度 12 月～11 月になっている。連絡会長はこのことをやむを得ないとして認めている。(期限外の使用については補助金等交付の対象にならない)

③ 民生委員改選年度以外の年度において、県交付金・市補助金等合計額より総経費が少ない連区協議会が 2/3 近くある。しかし全額使用したことが、県・市で認められているのか、支払い済額の返還が行われず繰越金、旅行積立金等として積み立てられている。(各年度精算されるべきである)

④ 市が公文書偽造罪・地方公務員法に違反し交付金を全額払うことを目的とした裏付けのないチェックしかしていないこと(県交付金の実績報告書等の経由機関である一宮市が、民生児童委員協議会の事務局を担っているが、交付全額支払いのためのチェックしかしていない。)

⑤ 収支計算書において、県・市からの交付金の入金金額の違う先が大志・西成・今

伊勢町・千秋町・奥町・開明の6連区ある等多くの連区で間違い粉飾等があること。

⑥ 県に提出された収支計算書で領収書の確認があるのは、28年度木曾川連区の交通費代2枚金額411,400円だけである。(明細もほとんどなく経費使用の確認が取れていない)

⑦ 補助対象事業の施行場所が市内一円となっているが、北海道等への視察研修旅行時、借り上げバス代等が交通費として計上されている。

⑧ 平成29年度(説明責任が果たされていない)

補助金等から報奨金になった理由が明らかにされていないこと

請求書なしで報奨金が払われていること

報奨金は誰に支払われるのか

源泉所得税は誰が支払うのか

源泉所得税が0の理由は等

(9) 各年度別個別間違い状況等(資料18)(資料19)

平成25年度

① 各連区の収支計算書が提出することが決められていない。従って神山連区の場合収入は県交付金92,800円だけに対し、県交付金対象経費として93,560円のみが記載、従って、市交付金627,000円の内残額760円と市民協受領委任126,500円分の合計127,320円で残額499,740円の使用先は全く不明である。

② 大志連区と今伊勢連区において県交付金に間違いがあり市は収支計算書63,336円を63,100円、130,236円を130,600円に修正したと思われるが、次年度繰越金等他の項目が修正されていない。

③ 市交付金において西成・奥町・開明連区に間違いがある。各々860,250→841,750円・280,250円→432,250円・477,050円→341,250円。

④ 大和連区収支計算書は収入1,175,438円に対し支出が1,211,203円であるが次年度繰越金が35,765円あることになっている。しかも、翌年度収支計算書において、繰越金35,765円から年度が始まっている。

⑤ 小信中島連区は会計報告に金銭出納帳が添付されているが、会計報告で(会議費・お茶代、コピー代)83,780円と記載されているが添付されている金銭出納帳では46,780円の実績しか確認できない。この事実を市職員はチェックで確認しているが、県知事への実績報告で修正せず。県監査委員の調査に対し協議会会長は相違理由不明との回答です。

⑥ 平成25年1月17日三条連区において出前一丁講師謝礼が一宮市生活福祉課職員に支払われ県交付対象経費として県に提出され、要綱対象経費になっている。

平成26年度

① 神山連区の場合収入は県交付金91,808円だけに対し、県交付金対象経費として91,980円のみが記載、従って、市交付金627,000円の内県交付金の残額172円と市民協受領委任126,500円分の合計126,672円で残額500,328円の使用先は全く不明である。

② 大志連区においては、前年度25年度12月～3月までが重複した収支決算書が作

成されていると思われる。理由は地区定例会費を一旦県対象経費に認め、その後対象外経費とするとメモしている。しかし原本証明を付けて県に対して提出している収支計算書に記載がない。

③ 平成 17 年 12 月 1 日から 28 年 11 月 30 日まで大志連区民生委員であった安達勲さんが内部で入手していた収入・支出内訳書において、県提出の 26 年度収支決算書と収入金額は一致しているが、支出明細金額は大幅に違う。

④ 富士連区において市職員により菓子代 15,419 円、祭りチケット代 10,000 円がペットボトル代に改竄が行われている。

⑤ 市交付金において西成・千秋連区で間違いがある。各々 883,500 円→864,500 円・494,500 円→500,500 円。

⑥ 浅井町連区収支計算書において支出合計が 1,662,200 円となっているが科目別を合計すると、551,550 円になる。又、収入の部合計が 958,637 円であるが、次年度繰越金計算では、2,069,287 円が使用されている。

⑦ 大和連区は収入 1,212,595 円に対し支出が 1,258,579 円であるが次年度繰越金が 45,984 円あることになっている。又前期分の繰越が実態は 35,765 円赤字であるのに、繰越金が 35,765 円から年度が始まっている。

⑧ 今伊勢連区において前年度繰越金が 175,925 円であったものが前年度繰越金 793,842 円となっている。又、多くの箇所が市職員により改竄されたものが原本のコピーとして県に提出されている。

⑨ その他に、数字・品名等市職員による改竄は宮西・丹陽町・小信中島連区でもある。

平成 27 年度

① 神山連区の場合収入は県交付金 91,808 円だけに対し、県交付金対象経費として 99,180 円のみが記載、従って、市交付金 627,000 円の内残額 7,372 円と市民協受領委任 126,500 円分の合計 133,872 円で残額 493,128 円の使用先は全く不明である。

② 平成 17 年 12 月 1 日から 28 年 11 月 30 日まで大志連区民生委員であった安達勲さんが内部で入手していた 27 年度収入・支出内訳書において、収入金額は一致しているが、支出金額は大幅に違う。

③ 富士連区で反省会代 42,000 円がコーヒー代と市で記入してあるが富士連区がそのように報告したのか市職員が行ったかは不明。このことにより富士連区は返還すべき県交付金の返還を免れている。民生委員法第十一条で厚生労働大臣は都道府県の知事の具申に基いて、これを解嘱できるとある。富士連区が行ったとすればそのことに相当すると思う。

④ 市交付金において西成・今伊勢町・千秋連区で間違いがある。各々 883,500 円→864,500 円・813,000 円→819,000 円・488,500 円→500,500 円

⑤ 大和連区は収入 1,222,814 円に対し支出が 1,263,591 円であるが次年度繰越金が 40,777 円あることになっている。又前期分の繰越が実態は 45,984 円赤字であるのに、繰越

金が 45,984 円から年度が始まっている。

⑥今伊勢連区において前年度繰越金が 1,083,834 円であったものが前年度繰越金 793,842 円となっている。

平成 28 年度

① 神山連区前年度繰越金が 463,926 円、県交付金 92,008 円、市活動交付金 500,500 円合計 1,056,434 円である。一方支出は会議費 61,131 円、県福祉大会(交通費)14,820 円研修費 53,800 円、独居ふれあいの会 40,614 円、年末慰問品 113,608 円の合計 283,973 円である。ここまでの社会通念上の一般経費だと思う。退任者送別会 145,642 円、退任者記念品 39,744 円、新人歓迎会 104,976 円、慶弔費 61,000 円、熊本震災義援金 50,000 円、分配金 598,000 円合計 999,362 円のどの項目が対象経費でどの項目が対象外なのか連区は認識しているのか

②平成 17 年 12 月 1 日から 28 年 11 月 30 日まで大志連区民生委員であった安達勲さんが内部で入手していた 27 年度収入・支出内訳書において、収入金額は一致しているが、支出金額は大幅に違う。

③富士連区において収支決算書で 74,609 円計上されているがペットボトル 12,198 円には夏祭りチケット代 5,000 円を協議会が加算、江美反省会代 45,000 円がコーヒー代に科目が変更されているが、協議会が行ったか市が行ったのか定かな証拠はない。尚、収支決算報告書提出後市が提出させたと思われる「支出の部内訳」では、江美反省会代 45,000 円を 4,500 円に計算間違いしたため 40,500 円不明金が発生している。下段書かれたメモ(資料)から推定すると、数字修正は市が指導していると思われる。愛知県提出分には、下段のメモが消されたものが提出されている。

④市交付金において西成・奥町・千秋町連区で間違いがある。各々 883,500 円→864,500 円・545,000 円→455,000 円・482,500 円→500,500 円

⑥ 大和連区は収入 1,023,750 円に対し支出が 1,252,500 円であるが次年度繰越金が 34,693 円あることになっている。又前期分の繰越が実態は 40,777 円赤字であるのに、繰越金が 40,777 円あることになっている。

⑦ i 今伊勢町連区において前年度繰越金が 1,120,169 円であったものが前期繰越。793,842 円となっている。

ii 収支計算書では収入計が 1,941,151 円となっているが、明細を合計すると 1,761,112 円となる。支出計 1,941,631 円となっているが明細を合計すると 1,941,151 円となる。

iii 航空運賃 28 人新千歳空港往復 1,370,424 円が視察研修費(交通費)として記載されているが対象経費に認められるのか。

⑧ 萩原町連区収支計算書支出会議等のお茶代 42,298 円は、別紙明細合計では 42,398 円。明細の明細に間違いがあり正確には 42,315 円。

⑨ 木曾川町連区会計報告書において、民協活動費交付金金額が 3,678,250 円であるが、

明細書合計は 3,240,100 円である。

平成 29 年度

- ① 富士連区、夏祭り代 5,000 円を珈琲代に協議会が加算している。
- ② 奥町連区、交通費 9,460 円の内 4,320 円はオアシス 2 1 鈴の屋の領収書。
- ③ 大和連区は収入 1,216,727 円に対し支出が 1,255,909 円であるが次年度繰越金が 39,182 円あることになっている。又前期分の繰越が実態は 34,693 円赤字であるのに、繰越金が 40,777 円あることになっている。
- ④ 市交付金において西成・今伊勢町連区で間違いがある。各々 906,750 円→887,250・819,000 円→841,750 円
- ⑤ 今伊勢町連区において収支計算書では収入計が 1,116,095 円となっているが、支出計 1,139,345 円である。
- ⑥ 千秋町連区収支計算書において、資料作成・購入費金額 18,810 円が説明明細合計では 15,640 円となる。会議費・研究会費には 280,000 円と 287,720 円の数字があり、287,720 円の数字が正しいが、合計数字は 280,000 円が使用されている。

上記説明の通り

精算が行われていないこと

領収書での確認はおろか明細もほとんどないこと

間違いだらけであること

市職員が公文書改竄を行う等支払うためのチェックしかしてないこと

規則違反・要綱等違反があること

申請・実績報告に対し、調査・審査が行われているとは思えないこと

対象品目が明らかにされていないこと

施行場所・施工期間に含まれない経費が県提出の収支計算書に含まれている

こと等から判断すると、一宮市補助金等交付規則第 15 条により全額返済させる

べきですが、現時点で確認ができる支払い時控除額及び県提出収支計算書原本

確認済分で確認ができる木曽川連区の添付領収書を除く金額について返還を求

めます。

第 3. 返還金額の算出

単位円	前期分	後期分	領収書	年度合計
年度	振込額	控除額	支払額計	支払額 確認分 支払額合計
25	4,250,000		2,875,000	7,125,000 7,125,000
	11,375,000			
26	4,335,000		2,932,500	7,479,800 7,267,500
	11,602,500			
27	4,335,000		2,932,500	7,479,800 7,267,500

	11,602,500				
28	4,335,000	2,932,500	7,479,800	7,267,500	411,400
	11,191,100				
29	11,739,000	2,967,000	14,706,000	0	
	11,739,000				
合計	28,994,000	14,639,500	44,482,700	28,927,500	411,400
	57,510,100				

註：29年度は節を交付金から運営報奨金に変更し年間一括払いとなった。

第4 1年の経過

不当利得なので1年の制限に引っかからない。

第5. 結論

よって、監査請求の趣旨記載の通り請求を行います。

第6. 請求者

住所 一宮市

氏名

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和2年1月27日

一宮市監査委員御中

添付資料

1. 補助金等交付申請書（H25～29年6月30日）
 2. 補助金等交付決定通知書（H25～29）
 3. 行政文書一部開示決定通知書（民協活動交付金の交付申請及び実績報告 H25～29）
 4. 支出内訳書
 5. 連区民児協（計画）と市交付金年度別過払い状況
 6. 民政委員協議会活動交付金(県)・交付金(市)使用状況
 7. 補助金等交付請求書(H25～28)
 8. 支出命令書(H25～28)
 9. 委任状(H25～28)
 10. 支出負担行為決議書兼支出命令書（H29）
 11. 口座振込依頼書兼委任状（H29）
 12. 支出内訳書
 13. 補助事業等完了報告書
 14. 報告書（県監査委員）
 15. 収支計算書(H25～29)
 16. 行政文書非公開決定通知書（29年度報償費関係、議会事務局・会計課・福祉課）
 17. 民生委員協議会活動費交付金要綱
 18. 各連区民生児童委員協議会収支計算書等(H25～29)…県から入手分
 19. 収支計算書等（原本違う等の代表的なもの）…市から入手分
（25年度小信中島 26年度宮西・大志・富士・丹陽町・今伊勢町・
小信中島・大徳 28年度富士 29年度千秋町）
- 以上